

独占禁止法相談ネットワーク

を御利用ください！



こんなときは…

- ・取引に関係のない商品を購入させられた
- ・発注を受けるときはいつも口頭
- ・取引先メーカーから値引販売を禁止された
- ・同業者と業務提携をしたい
- ・事業者団体の会合でどんな情報交換をしたら問題になるのか …など

まずはお近くの
商工会議所・商工会に御相談ください！



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
@jftc Facebook YouTube JFTCchannel



裏面も
御覧ください

1 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

2 御相談の流れ

商工会議所・商工会に相談します

商工会議所・商工会が御相談を公正取引委員会に取り次ぎます(相談ネットワーク)

※公正取引委員会に直接相談するよう、商工会議所・商工会が促す場合もあります。
※内容・御希望等に応じ、より適切な相談先を御紹介することもあります。

商工会議所・商工会が公正取引委員会から得た回答をお伝えします

皆さまの取引環境の改善をサポートします

相談すると、相談内容が取引先に伝わるのでは?

御相談いただいた内容や情報について厳重に管理いたします。

相談しても何も変わらないのでは?

相談によって、差し引かれていた下請代金が返ってきたり、下請代金が早く支払われるようになることもあります。

そもそもこのトラブル、下請法や独占禁止法のことなの?

まずは御相談ください! あなたのビジネスを改善できるかもしれません。

<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ 03-3581-5471(代表)

公正取引委員会事務総局

〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

・優越的地位の濫用・下請法:企業取引課

・独占禁止法:相談指導室

北海道事務所・総務課

東北事務所・総務課

中部事務所・総務課

近畿中国四国事務所・総務課

中国支所・総務課

四国支所・総務課

九州事務所・総務課

内閣府沖縄総合事務局・公正取引室

☎ 011-231-6300

☎ 022-225-7095

☎ 052-961-9421

☎ 06-6941-2173

☎ 082-228-1501

☎ 087-811-1750

☎ 092-431-5881

☎ 098-866-0049



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



こちらも
御覧ください

「1分で分かる! 独禁法」
～優越的地位の濫用編～
～下請法編～
～組合適用除外編～